

## 建築基準法第43条第2項第二号許可(包括基準)事務処理要領

制定 令和7年7月1日

### (趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43条第2項第二号に規定する許可(以下「許可」という。)について法、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び太田市建築基準法施行細則(平成17年規則第214号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事前協議)

第2条 許可を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、道路に該当しない幅員4m以上の道及び通路等を所管する担当課と事前に協議しなければならない。

### (提出書類)

第3条 申請者は、省令及び細則で定める図書等を下表に掲げるところにより添付のうえ提出するものとする。

法第43条第2項第二号許可申請の提出書類	
書類の名称	明示すべき事項等
許可申請書	<input type="checkbox"/> 申請理由書及び以下の書類及び図面を添付する。(省令第44号様式)
委任状	<input type="checkbox"/> 代理人によって申請する場合のみ
承諾書	<input type="checkbox"/> 道路に該当しない幅員4m以上の道の土地所有者及び権利を有する者 ※公共の用に供する道(官有地)の場合は不要
公図の写し	<input type="checkbox"/> 道路に該当しない幅員4m以上の道及び通路等は赤線で明示
登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 申請敷地すべて
その他	<input type="checkbox"/> 許可等(道路占用許可、公共物使用許可)の写し
付近見取図	<input type="checkbox"/> 方位、道路及び目標となる地物
配置図 各階平面図 床面積求積図	<input type="checkbox"/> 縮尺、方位 <input type="checkbox"/> 道路に該当しない幅員4m以上の道及び通路等の位置(赤線で明示)、幅員及び種類 <input type="checkbox"/> 申請に係る建築物の位置、主要用途、構造及び規模 <input type="checkbox"/> 間取、各室用途及び床面積 <input type="checkbox"/> 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図 断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 開口部の位置 <input type="checkbox"/> 各部分の高さ
周辺状況写真	<input type="checkbox"/> 道路に該当しない幅員4m以上の道及び通路等の状況 <input type="checkbox"/> 撮影位置及び方向(付近見取図、配置図又は公図に図示)

### (審査及び意見聴取)

第4条 許可申請の審査は、法第43条第2項第二号許可基準の適合状況(別記様式)により行い、関係課に意見聴取を行うものとする。

### 附則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。